

委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

（徳島県HP）：委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第6条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

(徳島県HP) : Web会議実施要領

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(本業務の特記仕様事項)

第8条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1 目的

本業務は、徳島県南部総合県民局県土整備部（美波）管内における木岐川、東谷川の2河川において、別業務で算定された地震発生35分後の津波遡上水位（35分避難時間確保）を用いて、河川における津波対策の検討を行うものである。

2 業務内容

(1) 計画準備

I 計画準備

本業務の目的・主旨を十分理解したうえで、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案作成する。

II 現地踏査・資料収集整理

河川の整備状況及び周辺の状況等を把握するために現地踏査及び耐震診断に必要となる地質調査結果、地震波形等の資料を収集整理する。なお、必要に応じ地質調査の提案を行う。

(2) 計画河道の検討

I 計画高水流量の検討

河川の計画規模を定め、計画高水流量の設定を行う。

II 計画河道の検討

I で定めた計画高水流量が安全に流下する計画河道の検討を行う。

(3) 堤防耐震診断

I 照査断面の抽出

地形条件による判定を行ったうえで、耐震性能を満足することのできない細分区間において、地震時に最も不利となる位置の断面を選定する。

II 堤防診断（簡易一次点検）

堤防高さと津波遡上水位を比較し、二次点検が必要となる区間を設定する。なお、堤防天端高は、既往の地震による堤防天端の沈下量を基に最大沈下量を算定し考慮する。

III 液状化判定（二次点検）

「基礎地盤の液状化に対する二次点検」及び「堤体の液状化に対する二次点検」を行う。

IV 耐震安全性評価

I，II及びIIIの結果を踏まえ、地震時における河川施設の安全性の評価を行う。

(4) 対策工法の比較検討

対策工法の検討を行い、工法ごとの原理、特徴を理解し、現地条件を踏まえ、施工性、経済性、背後地ならびに隣接地の利用状況から制約される条件などを考慮して3案程度抽出し、総合評価により適切な対策工法、または各種工法の組み合わせで選定する。

(5) 照査

仕様書に基づく検討項目・内容等を業務中間段階及び適切な区切りにおいて適宜実施する。また、調査・計画作業が終了後、全ての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

(6) 報告書作成

作業の方法、過程、結論について記した報告書を作成する。

(7) 打合せ

打合せは、業務着手時1回、中間打合せ3回、成果納品時1回を見込んでいる。